

「各種団体等と市議会との意見交換会」開催団体募集要領

本市議会では、議会基本条例に基づき、「市民に開かれた議会」、「市民参加・市民との連携」及び「政策提案機能の強化・拡大」を図るため、公募により意見交換会を行う団体等を募集します。

1 対象

市内で事業活動やその他の活動を行う団体及び市民グループ、市内高等学校、自治公民館等（以下「団体等」という。）で、10人以上の参加が可能な団体とします。

2 開催時期

令和6年7月

※ 議会の閉会中に開催します。なお、議会日程等の都合により希望される時期に開催できない場合があります。

3 開催場所

原則、団体等が希望される場所で開催します。なお、開催会場は応募団体で確保してください。

4 意見交換の内容

各種団体等から提出されたテーマ（原則3件以内）に基づき意見交換を行う。

なお、テーマに沿った具体的な質問事項の提出をお願いします。

意見交換の結果は、議会での一般質問や委員会審査などの議会活動に生かしていくこととなりますので、意見交換の内容が議会として対応できないものや、政策に反映できないような単なる市への苦情等を目的としたものとならないようテーマを設定される際は、十分留意してください。なお、時間は1時間30分程度とします。

5 参加する議員

原則として、全議員が参加します。

6 応募方法

別添申込書に必要事項を記載の上、議会事務局へ提出してください。なお、ファックス、メールでも提出できます。

7 応募締切日

令和6年5月30日（木）まで

※ 申し込みから開催まで2か月程度の時間を要しますので、早めに申込書を提出してください。

8 その他

(1) 開催の諾否については、議会運営委員会で協議し決定します。応募されたテーマの内容、開催時期によっては、お受けできない場合や意見交換の方法等について協議させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 意見交換会の結果は、市議会において概要を作成し、後日、議会だより及びホームページ等で公開されます。